

「熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託プロポーザル」質問及び回答

※No.は質問全体の通し番号です

No.	書類名	ページ番号	項目番号・項目名	質問事項	回答	担当課
1	プロポーザル実施要項	4	4 参加資格 (5) 協力会社に関する条件	参加表明書の提出以降またはプロポーザル特定以降、協力会社を決定・追加することは可能でしょうか。（要項に記載の協力会社に関する条件を満たし、決定したタイミングで必要な書類を提出することとします。）	参加表明書の提出の際の「協力会社調書」に関しては、提出時点での参加が確定している協力会社すべてを記載してください。 なお、市との契約後に、新たな協力会社を追加しようとする場合は、「業務委託契約書（案）」第4条の2に基づき、市の承認を受ける必要があります。	庁舎周辺まちづくり課
2	様式集（様式第1号～第13号）	10～12	様式第8号、 様式第9－1号、 様式第9－2号	様式第8号、様式第9－1号、様式第9－2号のA業務実績について、記載する件数に制限はありますでしょうか。 また、件数の多寡は配点に影響しない（実績の有無で判断）という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおり、記載する件数に制限はありませんが、複数の実績を記載される場合においても、件数の多寡は評価（配点）には影響しません。	庁舎周辺まちづくり課
3	①：プロポーザル実施要項 ②：別紙4_プロポーザル評価基準	①：3 ②：2	①：4 参加資格 (1) 参加資格 ケ ②：評価項目1、 評価項目2	実施要項4（1）参加資格ケの業務実績と別紙4 評価項目1 及び評価項目2に記載の実績1）2）を比較すると、後者の方が狭義の表現になっているようにも読み取れますが、いかがでしょうか。 仮に、後者のほうが狭義として、前者に該当し後者に該当しない業務と判断された場合、評価はどのようになりますか。（参加資格はあり／配点は無し（0点）ということでしょうか）	貴見のとおりです。 については、参加資格が「有」であっても、評価項目2の加点対象に該当しない場合は、「配点なし」という場合も想定されます。	庁舎周辺まちづくり課
4	別紙4_プロポーザル評価基準	2	評価項目1、 評価項目2	別紙4 評価項目1 及び評価項目2の「1）都市計画マスタープラン又は立地適正化計画の策定支援実績」について、下記は該当しますでしょうか。 ①都市計画区域マスタープラン、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の策定・改定に関する業務 ②都市計画マスタープラン又は立地適正化計画以外の、自治体・行政区単位でのまちづくりに関する上位計画・ビジョン等 例）東京都特別区のまちづくりマスタープラン、都市計画マスタープランより上位に位置付けられる都市ビジョン等 ③都市計画マスタープラン・立地適正化計画に関連する計画 例）中心市街地活性化基本計画、地域公共交通計画、地域防災計画等 ④自治体等が運用する都市開発諸制度の方針策定・検討支援に関する業務等	「別紙4_プロポーザル評価基準」評価項目1 及び2における1）の実績として認められる業務は、「都市マスタープラン又は立地適正化計画の策定支援業務」に限定しています。 なお、「都市計画区域マスタープラン」及び「市町村マスタープラン」は、「都市マスタープラン」として評価するほか、その「改定支援業務」についても評価の対象とします。（最終的には選定委員会の判断となります。）	庁舎周辺まちづくり課
5	プロポーザル実施要項	4	4 参加資格 (6) その他の留意事項	実施要項4（6）その他の留意事項において、本業務委託を受託した企業は、「今後本市が実施する庁舎跡地開発に係る公募等に参加し、又は当該業務を請け負うことができない」とありますが、これについて、 ①：前者は、コンサル等であっても庁舎跡地開発に係る応募主体として参加できないとの主旨と思われますが、間違いはないでしょうか。また、応募主体には名を連ねない場合、設計業務等で応募主体に協力することは可能でしょうか。 ②：後者は、今後熊本市等が発注する庁舎跡地開発に係る業務委託を受けることができないとの意味で間違いはないでしょうか。また、この場合に、応募を予定する民間企業からの業務発注も含まれるでしょうか。	①については、応募主体としての参加はもとより、協力会社としての参加もできません。 ②については、前段については、貴見のとおりです。 後段については、詳細は現時点では未定ですが、跡地利活用事業者として決定した者が、契約を行う場合は、透明性・公正性の担保の観点から、地方自治法234条に準じた入札等の対応を行うことや、市が入札等に立ち会うことなどを条件として求めることを想定しています。 この際、この入札等に、本業務委託事業者が参加することを妨げることを求めることは想定していません。	庁舎周辺まちづくり課

6	プロポーザル実施要項	4	4 参加資格 (5) 協力会社に関する条件	今回の参加申請において、本業務で想定する協力会社のすべてを記載する必要がありますでしょうか。若しくは提案評価の対象となる協力会社がいる場合のみ、協力会社を記載して提示することになりますでしょうか。	参加表明書の提出の際の「協力会社調書」に関しては、提出時点での参加が確定している協力会社すべてを記載してください。	庁舎周辺まちづくり課
7	プロポーザル実施要項	7	7 参加表明書等の提出方法 (5) 提出方法	参加表明の提出は郵送の他宅急便での送付を可能としていただけませんか	提出期限までに必着であれば、宅急便での送付でも構いません。	庁舎周辺まちづくり課
8	プロポーザル実施要項	4	4 参加資格 (5) 協力会社に関する条件	受託後の業務の内容・状況に応じて、協力会社を追加することは可能でしょうか。	市との契約後に、新たな協力会社を追加しようとする場合は、「業務委託契約書（案）」第4条の2に基づき、市の承認を受ける必要があります。	庁舎周辺まちづくり課